

県北広域振興局長告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年8月15日

県北広域振興局長 佐々木 哲

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351300041	二戸市社会福祉協議会 遊舎	二戸市堀野字大川原毛100番地10	令和7年9月30日